

証券決済システム改革の意義

証券決済システム改革の背景及び目指す方向

証券取引のグローバル化の下で、証券市場の国際競争力を左右する基盤である証券決済システムを、より安全で効率性の高いものに改革していくことが喫緊の課題。

- (1) 統一的な証券決済法制の整備
- (2) 有価証券のペーパーレス化
- (3) DVPの実現

法律事項

(4) 決済期間の短縮

(決済を取引日の3日後(T+3)から翌日(T+1)へ)

(5) STP化の推進

○STP (Straight Through Processing)

証券取引の約定から決済に至る一連の作業が、標準化されたメッセージフォーマット(取引データをやり取りする際の形式)を用いて電子的に行われ、一度、入力されたデータが、人手による加工を経ることなく処理されること。

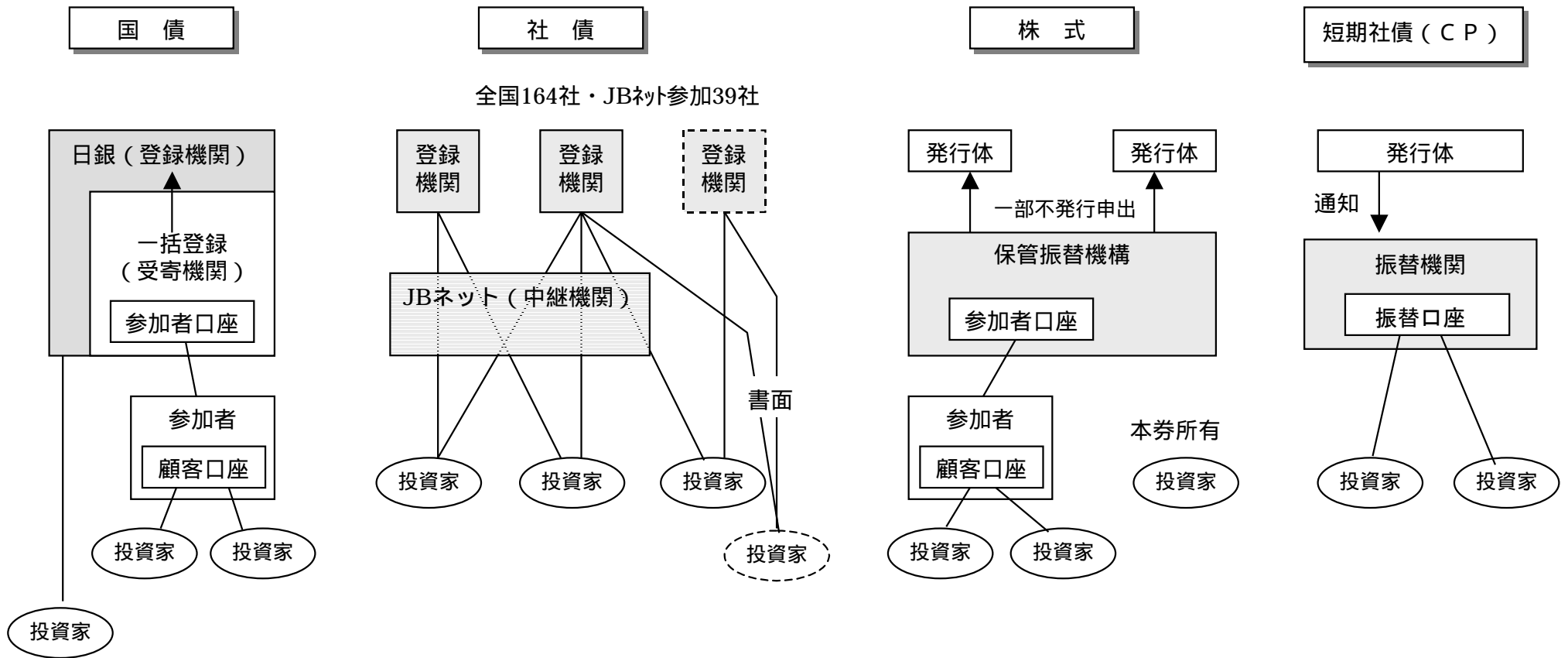
○DVP (Delivery Versus Payment)

証券決済において、証券決済と資金決済とが相互に条件付けられて行われる仕組み。

国際比較

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
証券決済機関の組織形態	株式会社 (財団法人)	株式会社	協同組合	株式会社	株式会社
取扱有価証券	株式、投信 CP	株式、社債、国債、 CP、投信ほか	株式、社債、国債、 CPほか	株式、社債、国債、 CP、CD、投信等	株式、社債、国債、 CP、CD、投信等
決済期間	T+3	T+3 (2004年6月にT+1 を目標)	T+0 (CP) T+1 (国債) T+3 (その他)	T+3	T+0 (CP) T+2 (その他)
	韓国	台湾	香港	シンガポール	
証券決済機関の組織形態	公的機関	株式会社	非営利有限会社	証券取引所 の子会社	
取扱有価証券	株式、社債、国債 CP、CD、投信等	株式、社債、国債、 投信等	株式、債券等	株式、社債、投信等	
決済期間	T+2	T+2	T+2	T+3	

現行の我が国の証券決済システム



社債等登録法・同施行令・
同施行規則

証券決済改革において実現すべき政策目標

前国会において措置した範囲

【決済リスクの削減】

- ① ペーパーレス振替法制の実現
(=有価証券法理に代わる新たな民商法の原理の創設)
- ② 決済のファイナリティの確保
- ③ 誤記載によるオペレーショナル・リスクの波及の防止
- ④ DVPの実現
 - ・清算機関法制等
 - ・決済途上の証券の担保化

【効率的な決済システムの運営】

- ① 証券決済機関の株式会社化
- ② 多層構造の実現
- ③ 有価証券横断的な決済法制
 - ・共益権の取扱い
 - ・供託等の周辺制度との調整

一般投資者保護のスキーム

国際的な連携

目指すべき証券決済システム

